

第1期

柴田町地域福祉計画

概要版

2019年度～2023年度



2019年3月

柴田町

1 計画策定にあたって

■計画の趣旨

地域福祉とは、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し、支え合いながら、地域における福祉課題の解決に取り組み、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを地域全体で進めていくことです。

国では、「社会福祉法」第4条第1項においても、「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉の推進主体と目的が明確に定められました。これにより、地域の住民が地域福祉の担い手として明確に位置付けられ、より一層の住民参加による柔軟な福祉の推進が求められています。

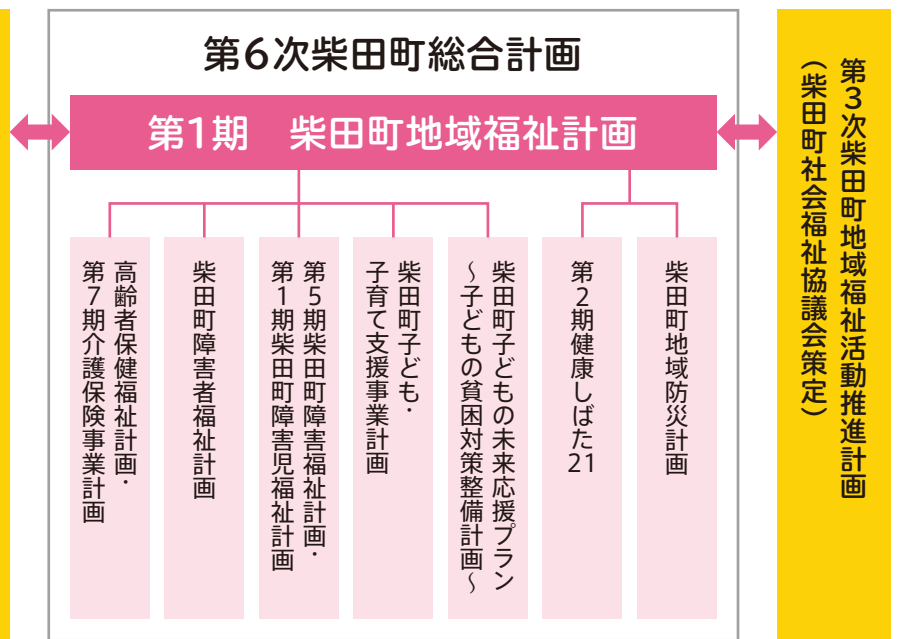
このようなことから、本町では、福祉サービスを必要としている方を支える「地域福祉の推進」の仕組みをつくり、計画的に取り組みを進めていくため、「第1期柴田町地域福祉計画(2019年度～2023年度)」を新たに策定することとなりました。

■計画の位置付け

本計画は、「第6次柴田町総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、他の福祉関連計画と整合性を図るとともに、宮城県の計画と連携しながら推進します。



宮城県地域福祉支援計画(第3期)



■計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5年間の期間とします。社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第1期					第2期(~2028)		

2 計画の基本的な考え方



■基本理念

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事として主体的に参画し、互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、基本理念を以下のとおりとします。



ともに支え合い、



誰もが安心して暮らせるまち



■計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
ともに支え合い、 誰もが安心して暮らせるまち	1. 地域福祉を担う 人材づくり	(1) 福祉教育の充実 (2) 地域を担う人材の育成 (3) ボランティアやNPO活動等への支援
	2. みんなで支え合う まちづくり	(1) 交流の場の充実 (2) 福祉に対する意識の醸成 (3) 地域ネットワークの連携強化
	3. 安全安心に 暮らせる しくみづくり	(1) 相談体制の充実 (2) 生活困窮者や要配慮者等への支援強化 (3) 権利擁護の推進 (4) 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進
	4. 地域を支える 基盤づくり	(1) 福祉サービスの利用促進 (2) 情報提供の充実 (3) 環境づくりの推進 (4) 地域づくりの推進

3 施策の展開～今後の方向性～

基本目標1 地域福祉を担う人材づくり

① 福祉教育の充実

- 福祉教育や人権教育、ボランティア学習の推進
- 福祉意識の醸成や福祉活動への参加促進



《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域でできることを意識し、地域福祉への関心を持ちます。 ●福祉に関する勉強会や地域活動等に参加します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体や行政等と連携し、福祉教育の充実を目指します。 ●住民が地域福祉を身近に感じられる機会や学ぶ機会を設けます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ●住民を対象とした学習機会や活動体験の場等、環境の整備を行います。 ●活動団体と地域をつなげ、日常的な見守り等の福祉活動の習慣づくりを推進します。

② 地域を担う人材の育成

- 地域福祉を推進する人材の発掘・育成の推進
- 人材育成活動や地域組織化機能発揮への支援等、地域活動の推進



《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつや見守り活動等へ参加し、支え合い・助け合える関係を築きます。 ●住民一人ひとりが地域の役割を担っていることを認識します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体や行政等と連携し、人材育成の充実を目指します。 ●住民の力で自らの地域を守る意識付けを図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士の交流や情報交換の場を整備し、役割を創設できるよう協力と理解を促します。 ●担い手育成の取り組み支援や地域活動の充実に向けた環境整備を推進します。

③ ボランティアやNPO活動等への支援

- 幅広く支援を提供できる公私協働の体制づくり
- 地域活動団体の活性化の推進



《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動、ボランティア活動の情報収集を行います。 ●福祉に関する勉強会や研修会、ボランティア育成講座に参加します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ●きっかけづくり等の場を提供し、住民が気軽に参加できる環境をつくります。 ●活動団体間のネットワークづくりを推進します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の活性化につながるよう支援します。 ●団体・事業者等の連携支援や、地域住民の自主的活動と公共サービスとの連携を図ります。

※地域：町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体、民生委員・児童委員、サービス事業者、社会福祉協議会
 ※それぞれの取り組みは、主要なものを計画書より抜粋して記載



基本目標2

みんなで支え合うまちづくり

① 交流の場の充実

- 地域活動の活性化のための支援推進
- 既存施設や空き家等の活用促進と地域住民の交流づくりの促進

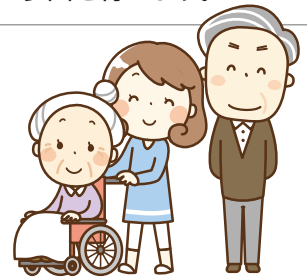


《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 経験や知識を活かせる場やサークル・趣味の場に参加してみます。 ● 世代間交流、ボランティア活動に協力し、幅広いつながりをつくります。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。 ● 情報交換や学び合いができる場を企画します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動が活発に行えるよう、支援を行います。 ● 多世代が気軽に交流を行える行事の企画・運営、地域の取り組みへの参画を行います。

② 福祉に対する意識の醸成

- 福祉活動を学ぶ機会の整備
- 地域構成員としての意識醸成のための啓発

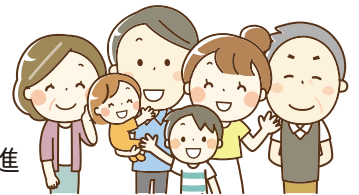


《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 身の回りのできることから助け合い・支え合いの気持ちを育みます。 ● 高齢者や障がい者等、支援を必要としている人に対する理解を深めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に触れ合う機会や福祉を学ぶ機会を提供します。 ● 支援が必要な方への理解のための取り組みや福祉の重要性の啓発を行います。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいや障がい者に対する理解促進や地域福祉の意識向上のための啓発を行います。 ● 地域コミュニティの重要性の周知や主体的な福祉活動への参画を促します。

③ 地域ネットワークの連携強化

- 住民主体による地域ネットワークづくりの推進
- 地域コミュニティ活動全体の活性化の推進



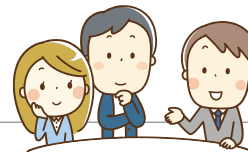
《それぞれの取り組み》

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所付き合いを大事にし、困りごとがあった場合に手助けし合います。 ● 身近な相談相手として民生委員・児童委員に相談します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の閉じこもり防止や地域交流の充実を図り、地域間交流を深めます。 ● 入手のしやすさや興味がわく内容等を考慮し、活動情報を発信します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進会議等による協働体制の場を整備します。 ● 住民と大学、活動団体、関係機関との連携のための支援を行います。



1 相談体制の充実

- 相談窓口や相談機関の周知と総合的な相談体制の整備
- 各分野ネットワークによる横断的・包括的な相談支援体制の推進



《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none"> ●困りごとを身近な人や近くの相談機関に相談します。 ●家族や近所で困っている方の相談にのったり、相談機関につながります。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口や体制について情報発信し、身近な相談体制のしくみづくりを行います。 ●活動団体と連携を強化し、情報の共有を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●誰でも気軽に相談できる体制づくりを行います。 ●さまざまな相談に対応できる総合的な相談支援体制の整備を検討します。

2 生活困窮者や要配慮者等への支援強化

- 早期発見・状況把握や相談支援体制、自立支援事業の横断的な取り組み
- 「制度の狭間」問題、自殺対策、犯罪をした者の社会復帰支援の地域福祉施策との一体的な推進



《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のみ世帯や子育て世帯等へ声かけを行い、顔のみえる関係をつくります。 ●見守り活動に参加・協力します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困っている人等を発見した場合、相談にのったり、専門機関へとつながります。 ●関係者と協力し、自立のための支援の充実や相談体制の充実を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、支援が必要な方や生活困窮者の早期発見に努めます。 ●各分野と連携し、横断的な相談体制を推進します。

3 権利擁護の推進

- 地域連携ネットワーク体制の整備と虐待の予防対策、虐待を行った保護者等への支援の一体的な推進
- 住民の権利擁護のための支援体制の推進



《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待等の疑いや異変に気づいたら、民生委員・児童委員や専門機関に連絡します。 ●虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に参加し、理解を深めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携体制を強化し、情報共有を図ります。 ●地域の見守り活動への住民の参加を促進します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止ネットワーク強化や予防対策、虐待を行った方への支援を推進します。 ●虐待や認知症、権利擁護等の正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。

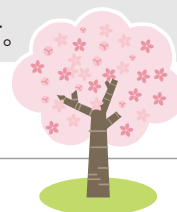


4 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

- 防災訓練の実施や参加促進、要配慮者や避難行動要支援者の把握等、防災支援体制の整備
- 地域と行政、警察等の連携強化による地域防犯体制の推進

《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none"> ●見守りや災害ボランティアに登録します。 ●地域の防犯パトロールに参加します。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯パトロールを行い、子どもや高齢者等への見守り活動を行います。 ●活動団体や事業所、学校、行政等と連携し、地域の防災機能の強化を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者の名簿作成や災害時の支援体制を推進します。 ●防災・防犯や交通安全に対する知識の普及と意識啓発を図ります。



基本目標4


地域を支える基盤づくり

① 福祉サービスの利用促進

- 福祉分野との連携強化による横断的な福祉サービス等の展開
- サービスの水準・質の向上およびサービス事業所・従事者の資質の向上

《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none">●広報紙やホームページ等を利用し、制度やサービスの情報を入手します。●サービス事業者から話を十分に聞き、事業者の選択をします。
地域	<ul style="list-style-type: none">●利用者がサービスを選択するために必要な情報を公開します。●質の高いサービスを十分に提供できるよう取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●各分野の関係機関が連携し、横断的な福祉サービスの円滑な提供に努めます。●事業者・従事者への研修等を開催し、従事者の専門性の向上を図ります。




② 情報提供の充実

- 支援が必要な方に配慮した、多様な方法による情報提供
- 効果的な情報の工夫や地域福祉に関する情報提供の充実

《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none">●さまざまな媒体により、福祉に関する情報を収集します。●不明点や知りたい情報があれば、行政や民生委員・児童委員、サービス事業者等に聞いてみます。
地域	<ul style="list-style-type: none">●活動情報やイベント、福祉サービス等の情報を発信します。●多様な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●情報を発信し、住民との情報共有を進めます。●関係機関と連携し、地域福祉に対する理解・意識の啓発につなげていきます。




③ 環境づくりの推進

- 道路や歩道、公共施設等、生活環境のバリアフリー化の推進
- 身体状況に応じた住宅改修のための一部助成や助成制度の普及啓発

《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none">●施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談します。●高齢者や障がい者、乳幼児連れの保護者等の気持ちにたって考えます。
地域	<ul style="list-style-type: none">●施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めます。●バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考え方や取り組みの啓発を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none">●ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路・歩道のバリアフリー化を推進します。●住宅改修制度を適切に利用できるよう周知を図ります。

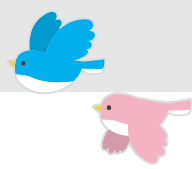
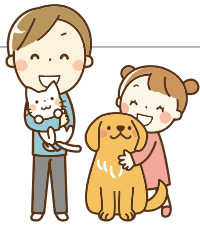


④ 地域づくりの推進

- 全庁内的体制の整備等、包括的な支援体制づくり
- 地域住民と行政機関がともに地域生活課題の把握・解決を目指す地域を拠点とする体制づくり

《それぞれの取り組み》

住民	<ul style="list-style-type: none">●住民主体の健康づくりや地域交流サロン等へ参加します。●公民館やまちづくり推進センター、社会福祉協議会を積極的に活用します。
地域	<ul style="list-style-type: none">●関係機関との連携を強化し、情報共有やきめ細かな支援活動につなげます。●地域の生活課題を話し合う場の設定や参加への働きかけを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none">●住民主体のサービス等の創設を支援します。●関係機関等と連携し、地域の活性化を推進します。



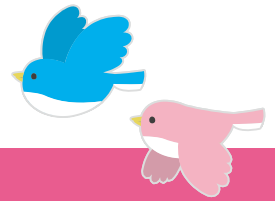
4 計画の推進にあたって

本計画では、住民一人ひとりの取り組み(自助・互助)、地域社会が協働で行う取り組み(共助)、行政の取り組み(公助)の3つの基本的役割を定めます。



(1) 住民の役割(自助・互助)

- 日頃からのあいさつや声かけ、地域活動への参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育みます。
- 地域づくりの担い手(主役)として地域活動へ積極的な参画に努めます。
- ボランティア等の社会貢献活動等の助け合い活動を理解し、可能な範囲で協力します。



(2) 地域の役割(共助)

《町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体》

- 地域福祉を支える基盤であり、今後さらに地域での役割は重要となります。
住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、活動団体同士で連携し、地域の生活課題を発見・共有・解決する、地域密着型の活動・支援が期待されています。

《民生委員・児童委員》

- 身近な地域における相談相手として、社会福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

《サービス事業者》

- サービスの質の確保や従事者の資質の向上、情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組みます。
- 専門的な知識や施設等を活かした地域の交流の場や地域福祉の拠点としても期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

《社会福祉協議会》

- 地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置付けを担います。
- 多様な福祉活動組織との関係性を活かし、町民と地域活動団体、町民とサービス事業者、町民と行政等をつなぐコーディネート役であり、地域の生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ります。



(3) 行政の役割(公助)

- 町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図ります。
- 住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担います。
- 庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。